

事務連絡  
令和2年10月5日

各住宅宿泊管理業者 各位

国土交通省 関東地方整備局  
建政部 建設産業第二課

### 住宅宿泊事業法における宿泊者名簿への記載等の徹底について

宿泊者名簿への必要事項の記載の徹底については、「住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について」（平成29年12月26日付け文書）の周知により、住宅宿泊事業者等が備え付ける宿泊者名簿に必要な事項が正確に記載されることを始めとする適正な運営の確保をお願いしてきたところです。

今般、管理人が常駐していないことが多い民泊施設の特徴を悪用したと思われる、京都市内の複数の民泊施設を拠点に持続化給付金の不正受給の申請を繰り返していた事件がありました。

つきましては、改めて宿泊者名簿への記載等を徹底し、民泊施設の適正な運営の確保をお願いいたします。

**【住宅宿泊管理業に関すること】**

関東地方整備局 建政部 建設産業第二課

TEL 048-601-3151（内線6655）

平成 29 年 12 月 26 日

各地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

### 住宅宿泊事業法における宿泊者名簿の記載等の徹底について

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が、第 193 回国会で成立（平成 29 年 6 月 16 日公布）し、平成 30 年 6 月 15 日に施行される予定である。別添の警察庁からの依頼にあり、国内におけるテロ等の不法行為を未然に防止するためには、不特定多数の者が利用する住宅宿泊事業法に基づく届出住宅においては、同法第 8 条第 1 項（第 36 条において準用する場合を含む。）の規定により住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者が備え付ける宿泊者名簿に必要な事項が正確に記載されることを始めとする適正な運営の確保を徹底することが重要である。このため、下記の内容について住宅宿泊管理業者に対する周知、指導の徹底をお願いしたい。

#### 記

- 1 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけること。
- 2 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えない。
- 3 営業者の求めにも関わらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。
- 4 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無に関わらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力すること。  
なお、当該閲覧請求に応じた個人情報の提供は、捜査関係事項照会書の交付を受けない場合であっても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 23 条第 1 項第 4 号に基づく適正な措置であり、本人の同意を得る必要はないものと解すること。

警察庁丁備企発第246号  
警察庁丁国テ発第489号  
平成29年12月22日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
国土交通省土地・建設産業局不動産課長 殿  
国土交通省観光庁観光産業課長

警察庁警備局警備企画課長  
( 公 印 省 略 )

警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長  
( 公 印 省 略 )

住宅宿泊事業法の施行に伴う宿泊者名簿への記載等の徹底に関する依頼について  
住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が平成30年6月15日に全面的に施行される  
ところ、国内におけるテロ等の不法行為を未然に防止するためには、同法第8条第1項（第  
36条において準用する場合を含む。）の規定により住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業  
者が備え付ける宿泊者名簿に必要事項が正確に記載されることを始めとする適正な運営  
の確保を徹底することが重要であり、平成29年12月11日に国際組織犯罪等・国際テロ対  
策推進本部が決定した「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大  
会等を見据えたテロ対策推進要綱」では、官民一体となったテロ対策の推進の項（5  
（1））において、『民泊サービスについては、テロリストに利用されることを防ぐべく、  
これを監督する自治体と緊密に連携してその適正な運営を確保するとともに、無許可で  
旅館業を営む違法民泊の取締りを徹底する』とされたところである。

そこで、住宅宿泊事業法を所管する貴省におかれては、各都道府県等の住宅宿泊事業  
主管部局長並びに各地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に対し、住宅  
宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者が実施・留意すべき事項として、これまで旅館業にお  
いて「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」（平成26年12月19日付け  
健衛発1219第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）等により周知・指導が図られて  
きた旅館業の営業者が実施・留意すべき事項と同様の事項を具体的に通知するととも  
に、説明会や立入検査等の機会を通じた事業者への周知・指導を依頼するようお願いす  
る。